

(190) 【発行国・地域】日本国特許庁(JP)

(450) 【発行日】平成18年11月7日(2006.11.7)

【公報種別】商標公報

(111) 【登録番号】商標登録第4993477号(T4993477)

(151) 【登録日】平成18年10月6日(2006.10.6)

(541) 【登録商標(標準文字)】

FRA

(500) 【商品及び役務の区分の数】1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第26類 針類,被服用はとめ,テープ,リボン,房類,腕止め,衣服用き章(貴金属製のものを除く。),衣服用バッジ(貴金属製のものを除く。),衣服用バックル,衣服用ブローチ,帯留,ワッペン,腕章,頭飾品,ボタン類,造花(「造花の花輪」を除く。),ヘアカーラー(電気式のものを除く。),靴飾り(貴金属製のものを除く。),靴ひも

【国際分類第8版】

(210) 【出願番号】商願2006-15455(T2006-15455)

(220) 【出願日】平成18年2月22日(2006.2.22)

(732) 【商標権者】

【識別番号】501168814

【氏名又は名称】独立行政法人水産総合研究センター

【住所又は居所】神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号

(740) 【代理人】

【識別番号】100133905

【弁理士】

【氏名又は名称】石井 良夫

(740) 【代理人】

【識別番号】100113837

【弁理士】

【氏名又は名称】吉見 京子

(740) 【代理人】

【識別番号】100127421

【弁理士】

【氏名又は名称】後藤 さなえ

(740) 【代理人】

【識別番号】100090941

【弁理士】

【氏名又は名称】藤野 清也

【法区分】平成13年改正

【審査官】日向野 浩志

(561) 【称呼(参考情報)】エフアアルエイ、フラ

【検索用文字商標(参考情報)】FRA

【類似群コード(参考情報)】

第26類 13A02、13C01、16A02、16C03、21A01、21A02、21A03、21B01、21E01、21F01、22A02